

開催要綱

大会テーマ

社会的養護の課題と将来像 ～新たな社会的養育システムを考える～

趣 旨

第65回全国児童養護施設長研究協議会の開催に当たり、東日本大震災により失われた多くの生命に衷心より哀悼の意を捧げるとともに、尽大な被害を受けた方々に心よりお見舞いを申し上げます。また、その災禍のなか、それぞれの地域における重要な社会資源として、その社会的役割を果たされた児童養護施設の皆様にも大いなる讃辞を捧げます。

さて、昨年来、社会的養護の制度施策に関して急速かつ多様な変革が進展している。とくに、本年7月にまとめられた「社会的養護の課題と将来像」では、児童養護施設の小規模化、施設機能の地域分散化と、里親やファミリーホームといった家庭的養護の推進を柱とする、今後の社会的養護のパラダイムが示されている。また、親権制度改正に伴う施設長の権限の強化の一方で、施設長の資格要件の明確化と施設の第三者評価受審と公表の義務化が求められることとなった。

さらに、地域主権(地方分権)改革の流れのなかで、児童福祉施設最低基準の地方条例化が2012(平成24)年度以降に実施されることとなり、各都道府県等の条例策定に対する必要な交渉、折衝等の活動と、今後想定される地域間格差への対応も大きな課題となってくるであろう。

こうしたなか、7月に公表された2010(平成22)年度の全国児童相談所における児童虐待相談対応件数が前年度より3割近く増加し、5万5千件(速報値)を超える実態が明らかになった。このことから、今後、社会的養護を必要とする子どもの増加と、抱える発達課題の重篤化の進行がさらに顕著となり、改めて社会的養護の果たすべき役割と機能の質・量的拡大は避けて通れないところになってくると考えられる。今や、施設種別、里親等の垣根を越えて、全ての子ども家庭を視野に入れた社会的養護が求められているといえよう。

こうした山積する課題を目前に「新たな社会的養育システム」の構築をめざして、参加者全てが胸襟をひらいた熱き協議の場とすることを目的に本研究協議会を開催する。

主 催

厚生労働省
社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国児童養護施設協議会
埼玉県
埼玉県児童福祉施設協議会
社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会
さいたま市
社会福祉法人 さいたま市社会福祉協議会

期 日

平成23年11月9日(水)～11日(金)

会 場

パレスホテル大宮
〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町1-7-5 TEL 048-647-3300

参加対象

- ①児童養護施設長および職員
- ②社会福祉法人等役員
- ③厚生労働大臣表彰・永年勤続表彰被表彰者
- ④児童福祉関係者(児童福祉施設職員、里親等)

参加人員

550名

参加費

17,000円(宿泊代・交流会費・昼食費は別途)

日程・プログラム

9日 (水)	11:30	12:30	13:30	14:15	15:00	15:30	17:00	18:30	20:30	
	受付開始	絵画展	開会式	行政説明	基調報告	大会宣言	記念講演		交流会	
10日 (木)	9:30	研究部会 (第1～第5研究部会・特別研究部会：6会場)					17:00			
	9:30	10:10	12:10	12:30						
11日 (金)	海外報告	シンポジウム		閉会式						

《11月9日(水)》

11:30	受付開始・児童文化奨励絵画展オープニングセレモニー
12:30～13:30	開会式(厚生労働大臣表彰・永年勤続職員表彰)
13:30～14:15	行政説明 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課
14:15～15:00	基調報告 全国児童養護施設協議会
15:00～15:15	大会宣言採択
15:30～17:00	記念講演
18:30～20:30	交流会

《11月10日(木)》

9:30～17:00	研究部会(第1～5研究部会、特別研究部会)
------------	-----------------------

《11月11日(金)》

[9:30～12:10は公開プログラムとして開催]	
9:30～9:35	公開プログラム開会
9:35～10:05	第36回資生堂児童福祉海外研修報告
10:10～12:10	シンポジウム
[12:10 公開プログラム終了(以降、第65回大会プログラムとして実施)]	
12:20～12:30	閉会式、次期開催地挨拶
12:30	終了

11月9日(水) 15:30～17:00

記念講演 「児童福祉に対する思い」

講師 北尾吉孝氏

SBIホールディングス代表取締役 CEO

SBI子ども希望財団理事、社会福祉法人慈徳院理事長

(情緒障害児短期治療施設「子どもの心のケアハウス」嵐山学園)

11月10日(木) 9:30～17:00

第1研究部会

求められる施設経営管理

～個別化、小規模化、地域化の展開と施設のマネジメント～

趣旨

家庭における子ども虐待の増加と顕在化は、施設養護される子どもたちが抱える発達課題の重篤化と入所率の増加に反映している。こうした子どもの発達保障の場として、全養協が『近未来像Ⅱ』以来推進してきた個別化、小規模化、地域化の流れは、国の施策としても、子ども子育て応援プランから子ども子育てビジョンに引き継がれ、徐々に拡大、推進されてきた。この度のタイガーマスク現象を契機とする「社会的養護の課題と将来像」の検討過程において、その施策推進の方向性がさらに明確になったことから、今後は、小規模化と地域化に向けた施策の展開が想定される。

こうした個別化、小規模化、地域化を展開するうえで、人的配置や子ども養育の援助過程が一つの大きな課題である。一方、小規模化し、地域分散化した施設やユニットの経営管理においては、そのマネジメントの方法やバックアップ、サポート体制が新しい課題となっている。

本研究部会では、こうした小規模化、地域化の展開を視野に入れた新たな施設マネジメントシステムの構築をテーマに研究協議する。

論点

1. 小規模化、地域化と施設経営上の課題
2. 施設長や専門職（個別対応職員、心理職員、家庭支援専門相談員等）の役割・機能
3. 小規模生活グループのバックアップシステムとしてのセンターの機能を考える

助言者

高橋利一氏

(法政大学名誉教授／全養協中央推薦協議員
／東京都・至誠学園統括施設長)

第2研究部会

親権制度改正と児童養護施設の課題

～子どもの権利擁護と親権～

趣旨

6月3日「民法等の一部を改正する法律」が公布された。この法律は児童虐待を防止するために、児童の最善の利益を擁護する観点から、親権の停止制度等を盛り込んだ親権制度の見直しが柱となっている。そのなかで、児童福祉施設の長(里親を含む)は監護、教育及び懲戒に関して必要な措置をとることができ、児童等の生命又は身体の安全を確保する緊急の必要が認められるときには、親権者の意に反しても必要な措置をとることができるものとし、その児童等の親権を行う者又は未成年後見人は当該措置を不当に妨げてはならないものとされた。

同時に児童福祉法改正により施設長の監護権と親権に関して明確化されたことで、施設長の役割、責任もさらに重くなることを受け、施設長の研修の義務化と資格要件等についての省令が示された。

本研究部会では、民法や関連諸法の改正等に伴い、親や保護者等の親権者との関係の中で、子どもの最善の利益を最優先とした対応をはかるために児童養護施設が向き合うべき諸課題について研究協議する。

論点

1. 施設長の資格要件と研修の義務化を受けて
2. 第三者評価の義務実施に対応するために
3. 子どもの権利擁護とFSWのあり方

助言者

平湯真人氏

(弁護士)

第3研究部会

新たな養育論の形成をめざして ～この子を受けとめて、育むために～

趣旨

全養協「児童養護における養育のあり方に関する特別委員会」（村瀬嘉代子委員長）の報告書『この子を受けとめて、育むために』（2008（平成20）年8月）では、その「あとがき」に「児童養護施設での子どもの養育というとなみに流れている『豊かな意味』について、それに気づき（気づかさず）、それを出来るだけ丁寧にすくいあげてみる、というところに視点をあててきた」と記されている。

それから3年が経過するなかで、「豊かな意味」はどれだけすくいあげられてきただろうか。児童養護施設は恒常的な「満杯状態」と、対応が難しい子どもの受け入れによる「混乱状況」の中にある。しかし現実が厳しくなればなるほど、「社会的養護は、養育のいとなみである」、「ともに成長しようという大人に出会うとき、子どもの養育は促進される」、「子どもの心身の健康の賦活は、日々の何気ない生活を通して促進される」といった養育の本質に立ち戻った実践が求められよう。本研究部会では、そのための学びと議論を深めることを目的に研究協議する。

論点

1. 児童養護施設に「養育」機能を根付かせるための取り組み
2. 「子どもの養育を担う人」の確保と育成
3. 児童養護施設におけるチームワークと長期にわたる継続的な自立支援

助言者

村瀬嘉代子氏

（北翔学院大学大学院教授／大正大学客員教授
／日本臨床心理士会会長）

第4研究部会

被措置児童等虐待防止と児童養護施設の課題 ～施設における権利侵害事例から学ぶ～

趣旨

児童養護施設における養育の場が混乱と疲弊の深刻な状況にあることは、今や、ごく当たり前の日常になってしまった。「被措置児童等虐待対応ガイドライン」が示された2009（平成21）年度の被措置児童に対する虐待事例では、全国で59件の届出・通告受理件数のうち29件（49.2%）が児童養護施設で起こっている。これは、児童福祉法改正による通告と公表の義務化の結果であるといえよう。あつてはならない虐待が、なぜ起きるのか。なぜ絶えないのか。今日の養育の場の混乱を考えると、私たちは、他施設で起きる虐待はどこの施設でも起き得ることであることを認識しなければならない。

制度や施設文化の問題、養育の質や携わる人の問題など課題は山積している。本研究部会では、施設内における権利侵害への対応事例に学ぶことで、予防や再発防止に向けた施設運営のあり方を研究協議する。

論点

1. 権利侵害が起こる要因とは
2. 施設文化と養育の質
3. 職員の資質の向上に向けて

助言者

奥山真紀子氏

（国立成育医療研究センターこころの診療部長）

第5研究部会

児童養護施設に求められる危機管理

～東日本大震災を契機として～

趣旨

この度の東日本大震災の被害は、甚大かつ広域に及び想像を絶するものであった。さらに、福島第一原子力発電所の事故で放出された放射性物質の被害は広域に及んでいる。今般の震災で、児童養護施設における児童や職員の直接的な人的被害が無かったことは喜ぶべきことである。その背後には、平素からの危機管理のいとなみがあり、また、被災時の職員の必死の努力があったからであろう。

今回の震災では、児童養護施設が避難所の役割を果し、あるいは、施設に併設された児童家庭支援センターが、大災害に遭遇した町の行政と協力して地域の子どもと家庭の支援を行った事例もある。このことは、市町村の防災計画等と連携した施設の危機管理の重要性を示唆している。また、原発事故では周辺の社会福祉施設が都道府県の枠を越えて広域に避難したが、そこでの施設のあり方をめぐって今なお多くの課題を抱えている。

東日本大震災を契機として、様々な領域で危機管理の重要性が確認された。本研究部会では、これからの児童養護施設の危機管理のあり方について研究協議する。

論点

1. 児童養護施設に求められる危機管理のあり方
2. 地域の防災計画と児童養護施設の役割について
3. 災害時の対応～東日本大震災から学ぶこと

助言者

三上邦彦氏

(岩手県立大学社会福祉学部准教授)

特別研究部会

児童福祉施設最低基準の地方条例化をめぐって

～『社会的養護の課題と将来像』(とりまとめ)をふまえて～

趣旨

全養協における制度検討に関する議論は平成2年からはじまっておりすでに20年を越えている。この間にさまざまな変革があったが、今年の特別研究部会では「児童福祉施設最低基準の地方条例化」という問題について議論していくことにしたい。

本年4月に「地域に自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」は国会で可決成立(5月公布)しており、2012(平成24)年度以降、児童福祉施設最低基準の地方条例化が施行されることになる。しかし、児童福祉施設の最低基準が、「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と謳った憲法25条の「生存権」から導き出されていることを考えると、最低基準を地方条例に委ねることに対して様々な意見があるところであろう。

おりしも、7月にまとめられた国の『社会的養護の課題と将来像』は、いわば最低基準の引き上げに関する見解を示したものである。これを地方条例の中身にどのように反映させていくことができるのか、議論を尽したい。

論点

1. 地方条例化にともなう各自治体と県養協との協議状況について
2. 地域格差の問題への対応について
3. 里親や他種別児童福祉施設との連携について

講師

相澤 仁氏

(社会保障審議会 児童部会 社会的養護専門委員会委員／元厚生労働省児童福祉専門官／国立武蔵野学院院长)

和田 一郎氏

(茨城県土浦児童相談所児童福祉司／常磐短期大学幼児教育保育学科非常勤講師)

11月11日(金) 10:10～12:10

シンポジウム

「里親だからできること、施設だからできること」
～社会的養護を担っていくための連携・協働をめざして～

趣旨

児童相談所における児童虐待相談対応件数は、その数が集計されるようになった1990（平成2）年度の1,101件から増加を続けている。7月に発表された2010（平成22）年度の速報値は55,152件となっており、その増加は未だ止まる気配を見せない。

わが国では、すでに2000（平成12）年には『児童虐待防止法』が制定され、社会的養護の中心的課題は、この児童虐待問題対応にシフトしているといえる。

しかし、こうして保護された子どもたちは十分にケアされているだろうか。里親や施設から巣立っていった子どもたちの予後はうまくいっているのだろうか。こうした社会的養護の本来的な課題が、なおざりにされてはならない。

今日の社会的養護は、ますます複雑で困難な問題に直面することが多くなっており、私たちの“消耗感”や“行き詰まり感”は大きい。それでも社会的養護を担っている私たちには、この状況を打開していく努力が求められている。

この公開シンポジウムの開催は、そうした試みの一歩である。里親と施設が、それぞれの社会的養護に対する考えを述べ合い、共通した養育の本質を探っていくことによって、社会的養護の裾野を押し広げていく一助となることを期待したい。

シンポジスト

宮島 清氏

（日本社会事業大学専門職大学院准教授）

星野 崇氏

（全国里親会副会長）

伊達直利氏

（全国児童養護施設協議会副会長、横浜市・旭児童ホーム施設長）

コーディネーター

山縣文治氏

（大阪市立大学大学院生活科学研究科教授）

11/11 公開プログラムの実施に伴う研究協議会の持ち方の一部変更について

大会3日目の「資生堂海外研修報告」および「シンポジウム」を、大会参加者（児童養護施設長等）以外の方（とくに里親等の家庭的養護関係者）にも参加を呼びかける『公開プログラム』とします。従来、閉会式前に行っていた大会総括での「大会宣言の採択」は1日目の記念講演前に実施します。

【参加申込みについて】

(1) 申込み方法について

参加および宿泊・交流会等の申込みは、別添「参加・宿泊・交流会等のご案内」をご参照いただき、添付の「申込書」に必要事項を記入のうえ、トップツアー(株)さいたま支店まで、FAX、郵送、インターネットから、平成23年10月14日(金)までにお申込みください。（必着：締切前でも、定員に達し次第締め切らせていただく場合があります）

(2) 参加券等の送付について

大会参加申込者には、参加費等の入金確認後、10月28日頃に参加証・各種クーポンをお届けいたしますので、研修会当日は忘れずにお持ちください。

(3) キャンセルについて

研修会参加費用入金後のキャンセルについては、原則として参加費の返金はいたしません。研修会資料の送付で代えさせていただきます。

また、宿泊・交流会・昼食のキャンセルにつきましては、別途所定の取消料をいただきますので、あらかじめご了承ください。

【個人情報の取扱いについて】

(1) 個人情報の利用

参加申込書に記載された個人情報については、申込受付等委託業者（トップツアー(株)さいたま支店）と全養協事務局（全社協児童福祉部）において共同利用いたします。同情報は、参加申込受付・参加管理・参加にあたり希望される宿泊等サービス提供等、研修会運営に必要な範囲内で使用します。

(2) 参加者名簿の作成

研修会参加者どうしの交流をはかるため、参加申込書に記載された情報をもとに、参加者名簿（都道府県名・所属施設名・参加者氏名・役職名等）を作成し、参加者に配布します。

【研究協議会の内容に関するお問い合わせ先】

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 児童福祉部
全国児童養護施設協議会事務局（担当：藤咲、針谷）
〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
TEL.03-3581-6503 FAX.03-3581-6509

【研究協議会の参加・宿泊・交流会等に関するお申し込み先】

トップツアー株式会社 さいたま支店（担当：野頭(のず)、安原）
〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町4-252 ユニオンビル6階
TEL.048-640-1009 FAX.048-640-1010
（営業時間 平日9:20～18:00、土日祝休）